

1 策定の背景

(1) 国の動向

教育基本法改正（平成 18 年 12 月法律第 120 号）により、政府による教育振興基本計画の策定及び公表の義務づけ（教育基本法第 17 条第 1 項）

第 3 期教育振興基本計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）・・・参考資料①

※ 第 3 期教育振興基本計画では、第 2 期計画において掲げた「自立」・「協働」・「創造」の 3 つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030 年代以降の社会を展望した教育政策の重点事項として 5 つの基本的な方針を設定しました。

《基本的方向性》

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
4. 誰も社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
5. 教育政策推進のための基盤を整備する。

(2) 富山県の動向

地方公共団体は、国の計画を参酌し、地域の実情に応じた基本的な計画を定めるよう努めなければならない旨を規定（教育基本法第 17 条第 2 項）

新富山県教育振興基本計画（平成 29 年 4 月 24 日策定）・・・参考資料②

《基本理念》

ふるさと富山に誇りと愛着を持ち、地域社会や全国、世界で活躍し、未来を切り拓く人材の育成

— 真の人間力を育む教育の推進 —

《基本施策》

- 1 学校、家庭、地域で取り組む子どもの成長支援
- 2 子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育の推進
- 3 子どもの健やかな成長を支え元気を創造する教育の推進
- 4 社会の変化と多様なニーズに対応した高校や大学等の教育環境の充実
- 5 生涯をとおした学びの推進
- 6 ふるさとを学び楽しむ環境づくり
- 7 次世代を担う子どもの文化活動の推進
- 8 元気を創造するスポーツの振興
- 9 教育を通じた「ふるさと富山」の創生

《計画期間》

平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間

2 魚津市教育振興基本計画の基本的な考え方

(1) 計画の位置づけ

策定する基本計画は、国の第3期教育振興基本計画及び新潟県教育振興基本計画を参酌し、また、第5次魚津市総合計画との整合性を図りながら、本市がめざす教育の姿（基本理念・基本目標）を明確に示し、それらを確実に実現するために必要な教育施策や取り組みを体系的に整理した、本市として策定する教育に関する基本的な計画

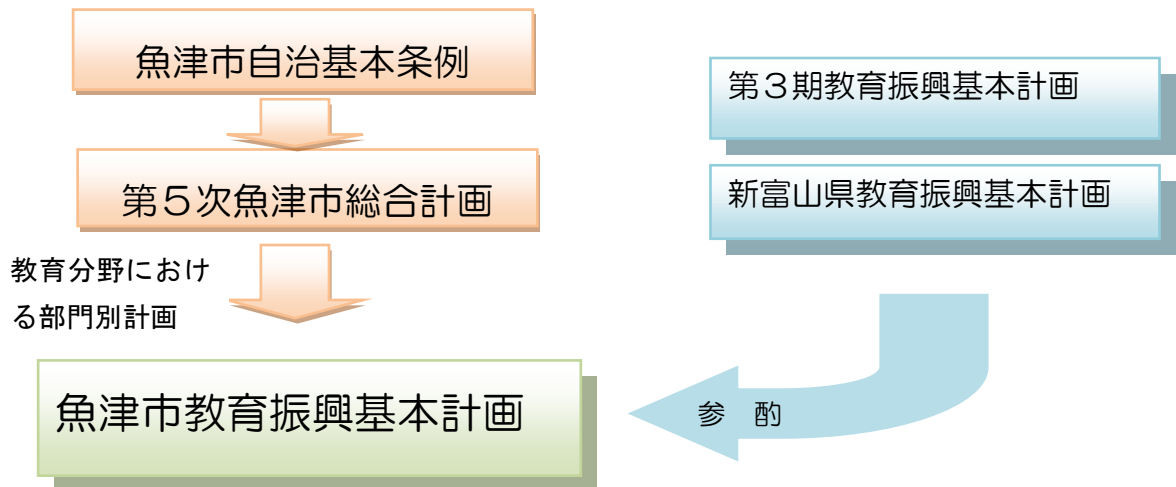
- ① 教育基本法第17条第2項に規定する魚津市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- ② 魚津市における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築するおよそ10年先を見据えた長期的な視点に立った計画
- ③ 魚津市の最上位計画である第5次総合計画の教育分野における部門別計画

(2) 計画期間

令和3年度～令和7年度（必要に応じて見直し）

(3) 策定主体

魚津市 魚津市教育委員会



3 検討の進め方

(1) 魚津市教育振興基本計画策定委員会（令和2年度）

○策定委員会・・・11名で構成する委員会。策定委員会事務局の原案に、提言等を行う。令和2年7月に第1回を開催し、令和3年2月頃まで計3回程度開催予定。

(2) 市民等の意見反映

広く市民、関係団体の意見を聴き、計画に反映させるため、計画（素案）について、パブリックコメントを実施する（令和3年1月頃）。

【計画策定の体制】

